

静岡県福祉サービス第三者評価業務実施細則

静岡県福祉サービス第三者評価業務実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（評価項目）

第1条 実施要領第2条の規定により、評価機関が独自の評価項目を追加する場合は、評価事業の契約締結前に事業者と協議すること。

（契約書）

第2条 実施要領第3条第2項に規定する「契約書」には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価項目及び手法
- (4) 評価調査者
- (5) 契約金額及び支払い
- (6) 評価機関の義務
- (7) 事業者の義務
- (8) 公表及び県への報告
- (9) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (10) 契約の変更及び解除
- (11) 損害賠償及び苦情対応
- (12) 双方の協議

（書面調査）

第3条 実施要領第4条第2項に規定する「当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要（施設概要）
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び附属書類
- (5) 事業報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 組織図（事務分掌表）

（利用者調査の対象者、対象数及び方法）

第4条 実施要領第5条第2項に規定する「適切な方法」とは、別表に定める方法とする。

2 利用者調査の具体的な実施内容等については別に定める要項による。

附 則

この細則は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

サービス種別ごとの利用者調査の実施方法等

サービス種別	対象者	対 象 数	実施方法
保 育 所 幼保連携型認定こども園	保護者	定員の 50%以上	アンケート
特別養護老人ホーム 救 護 施 設 障 害 児 (入所支援・通所支援) 障害者支援施設 ・ 障害福祉サービス事業所	本 人	定員の 30%以上	聞き取り
養護老人ホーム 軽費老人ホーム	本 人	定員の 50%以上	アンケート
訪問介護 通所介護	本 人	利用者の 50%以上	アンケート
放課後児童クラブ	保護者	利用者の 50%以上	アンケート

- ※・上記方法は、実施の基準を定めたものであり、事業者と評価機関の協議により、調査対象を拡大したり、他の方法（本人の自立支援を理解する家族、ボランティア及びヘルパー等への聞き取り等）を併用することができる。
- ・ 聞き取り調査を行う場合、評価調査者が直接行うことを原則とするが、ヘルパー及びボランティア等日常的に利用者とのコミュニケーションがある者に支援をしてもらうことが妥当な場合は、この方法によることができる。
 - ・ 対象数の割合が 30 人を下回る場合は 30 人以上とする。
 - ・ 定員が 30 人未満の場合は全利用者を対象数とする。